

税

確定申告が
間違っていたら…

確定申告を終えてホッと一息というときですが、もう一度気を引き締めて、確定申告

が間違っていたりなかったかを、ぜひ確かめてください。

税額を多く申告していたとき

申告した後で税額を多く申告したことに気づいたときは「更正の請求」をして、正しい税額に訂正することができます。この場合、税務署に用意してある更正の請求書に既

に申告した金額などを記入し

て訂正することになります。

この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。ご注意ください。

税額を少なく申告していたとき

申告をした税額が少なかつた場合又は還付を受けた税金が多かつた場合は、正しい申告をするため、「修正申告」をしてください。

税務署の調査を受けた後で修正申告をした場合、新たに納めることになった税額のほかにか過少申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときは、この加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

確定申告を忘れていたときは、すぐに「確定申告」をしましょう。この場合、新たに納めることになった税額のほかにか、無申告加算税がかかりますが、税務署の調査を受ける前に申告をしたときは、この加算税は軽減されます。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

● 納税期間のお知らせ ●

税目	期別	納期限	口座振替日(銀行・信金)	口座振替日(農協・郵便局)
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日	4月28日
	2	7月31日	7月25日	7月28日
	3	12月25日	12月25日	12月25日
	4	H16年3月1日	2月25日	2月27日
軽自動車税	全期	6月2日	5月26日	5月27日
町県民税	第1・全期	6月30日	6月25日	6月27日
	2	9月1日	8月25日	8月27日
	3	10月31日	10月27日	10月27日
	4	H16年2月2日	1月26日	1月27日
国民健康保険税	第1・全期	7月31日	7月25日	7月28日
	2	9月1日	8月25日	8月27日
	3	9月30日	9月25日	9月29日
	4	10月31日	10月27日	10月27日
	5	12月1日	11月25日	11月27日
	6	12月25日	12月25日	12月25日
	7	H16年2月2日	1月26日	1月27日
	8	3月1日	2月25日	2月27日
	9	3月31日	3月25日	3月29日

◇口座振替の方で振替日に残高不足で引落できなかった場合は、納期月の翌月10日(休日の場合は翌日又は翌々日)にもう1度口座振替させていただきます。

医療保険

新しい保険証は
届いていますか？



医療係まで交換に来てください。

注1

① 保険証の交換には、できるだけ世帯主本人がお越しください。

② 1世帯に一般と退職等複数の保険証をお持ちの方は、すべてご持参ください。

③ 国民健康保険税の納め忘れのある方は、その場で納税についての相談をお受けします。

※家族以外の方が来られた場合は、保険証をお渡しできないことがありますので、ご注意ください。

注2

退職者医療制度の自己負担が、4月1日から本人・扶養者ともすべて3割になります。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

4月13日(日)は

愛媛県議会議員選挙の

投票日です



不在者投票のできる期間

4月4日(金)～4月12日(土)

場所 役場2階大会議室